

厚木市文化会館改修事業 入札説明書 新旧対照表

頁	項目	入札公告時点	修正版
目次	第5 提案に関する条件 3 予定価格	・ 予定価格	・ 予定事業費
12	第3 民間事業者募集及び選定に関する事項 4 応募手続等 (9) 入札説明書等に関する第2回質問の受付	・ 提出方法: 質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式1に入力した、Excel ファイルを添付し、電子メールにて送付すること。	・ 提出方法: 質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式2に入力した、Excel ファイルを添付し、電子メールにて送付すること。

厚木市文化会館改修事業 要求水準書 新旧対照表

頁	項目	入札公告時点		修正版												
5	第1 総則 2 事業概要 (3)市が実施する業務	<table><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td rowspan="4">維持管理業務</td><td>舞台操作運営管理業務</td></tr><tr><td>映写設備保守点検業務清掃業務</td></tr><tr><td>ピアノ保守点検業務</td></tr><tr><td>什器・備品等修繕業務</td></tr></table>	大分類	中分類	維持管理業務	舞台操作運営管理業務	映写設備保守点検業務清掃業務	ピアノ保守点検業務	什器・備品等修繕業務	<table><tr><th>大分類</th><th>中分類</th></tr><tr><td rowspan="3">維持管理業務</td><td>舞台操作運営管理業務</td></tr><tr><td>ピアノ保守点検業務</td></tr><tr><td>什器・備品等修繕業務</td></tr></table> (※映写設備保守点検業務清掃業務を削除)	大分類	中分類	維持管理業務	舞台操作運営管理業務	ピアノ保守点検業務	什器・備品等修繕業務
大分類	中分類															
維持管理業務	舞台操作運営管理業務															
	映写設備保守点検業務清掃業務															
	ピアノ保守点検業務															
	什器・備品等修繕業務															
大分類	中分類															
維持管理業務	舞台操作運営管理業務															
	ピアノ保守点検業務															
	什器・備品等修繕業務															
35	5 建築に関する要求水準 (1)外部劣化改修工事 イ 外装改修工事	<table><tr><th>部位</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td>STD130 3 階小ホール投光室(1) 3 階倉庫 4 階小ホール投光室(2) 4 階倉庫(2) 5 階倉庫(1),(2)</td><td>同上</td></tr></table>	部位	改修仕様	STD130 3 階小ホール投光室(1) 3 階倉庫 4 階小ホール投光室(2) 4 階倉庫(2) 5 階倉庫(1),(2)	同上	<table><tr><th>部位</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td>STD130 3 階小ホール投光室(1) 3 階倉庫 4 階小ホール投光室(3) 4 階倉庫(2) 5 階倉庫(1),(2)</td><td>同上</td></tr></table>	部位	改修仕様	STD130 3 階小ホール投光室(1) 3 階倉庫 4 階小ホール投光室(3) 4 階倉庫(2) 5 階倉庫(1),(2)	同上					
部位	改修仕様															
STD130 3 階小ホール投光室(1) 3 階倉庫 4 階小ホール投光室(2) 4 階倉庫(2) 5 階倉庫(1),(2)	同上															
部位	改修仕様															
STD130 3 階小ホール投光室(1) 3 階倉庫 4 階小ホール投光室(3) 4 階倉庫(2) 5 階倉庫(1),(2)	同上															

頁	項目	入札公告時点					修正版														
36	5 建築に関する要求水準 (1)外部劣化改修工事 イ 外装改修工事	<table><tr><th colspan="2">部位</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td colspan="2">STD5 1 階大ホール上手廊下(2)</td><td>建具周囲のモルタル部分空隙やひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと</td></tr></table>					部位		改修仕様	STD5 1 階大ホール上手廊下(2)		建具周囲のモルタル部分空隙やひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと	<table><tr><th colspan="2">部位</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td colspan="2">STD5 1 階大ホール上手廊下(2)</td><td><u>既設同等で更新</u> 建具周囲のモルタル部分空隙やひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと</td></tr></table>			部位		改修仕様	STD5 1 階大ホール上手廊下(2)		<u>既設同等で更新</u> 建具周囲のモルタル部分空隙やひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと
部位		改修仕様																			
STD5 1 階大ホール上手廊下(2)		建具周囲のモルタル部分空隙やひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと																			
部位		改修仕様																			
STD5 1 階大ホール上手廊下(2)		<u>既設同等で更新</u> 建具周囲のモルタル部分空隙やひび割れを塗膜防水等で塞ぐこと																			
36	5 建築に関する要求水準 (1)外部劣化改修工事 イ 外装改修工事	<table><tr><th colspan="2">部位</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td colspan="2">STD10 2 階大ホールホワイエ</td><td>建具金属面は下地調製の上、既設同等で再塗装のこと(扉、枠共)</td></tr></table>					部位		改修仕様	STD10 2 階大ホールホワイエ		建具金属面は下地調製の上、既設同等で再塗装のこと(扉、枠共)	<table><tr><th colspan="2">部位</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td colspan="2">STD10 2 階大ホールホワイエ</td><td><u>既設同等で更新</u> 建具金属面は下地調製の上、既設同等で再塗装のこと(扉、枠共)</td></tr></table>			部位		改修仕様	STD10 2 階大ホールホワイエ		<u>既設同等で更新</u> 建具金属面は下地調製の上、既設同等で再塗装のこと(扉、枠共)
部位		改修仕様																			
STD10 2 階大ホールホワイエ		建具金属面は下地調製の上、既設同等で再塗装のこと(扉、枠共)																			
部位		改修仕様																			
STD10 2 階大ホールホワイエ		<u>既設同等で更新</u> 建具金属面は下地調製の上、既設同等で再塗装のこと(扉、枠共)																			
51	(2)内部劣化部改修工事 ア 内装改修工事	<table><tr><th>図面階</th><th>部位</th><th>既存仕様</th></tr><tr><td>4F</td><td>映写室 (小ホール)</td><td>床:ビニルタイル 天井: <u>化粧石膏ボード</u> 壁:有孔ボード・石膏ボード+EP 塗装 巾木:ビニル巾木</td></tr></table>					図面階	部位	既存仕様	4F	映写室 (小ホール)	床:ビニルタイル 天井: <u>化粧石膏ボード</u> 壁:有孔ボード・石膏ボード+EP 塗装 巾木:ビニル巾木	<table><tr><th>図面階</th><th>部位</th><th>既存仕様</th></tr><tr><td>4F</td><td>映写室 (小ホール)</td><td>床:ビニルタイル 天井: <u>ロックウール吸音板+EP 塗装</u> 壁:有孔ボード・石膏ボード+EP 塗装 巾木:ビニル巾木</td></tr></table>			図面階	部位	既存仕様	4F	映写室 (小ホール)	床:ビニルタイル 天井: <u>ロックウール吸音板+EP 塗装</u> 壁:有孔ボード・石膏ボード+EP 塗装 巾木:ビニル巾木
図面階	部位	既存仕様																			
4F	映写室 (小ホール)	床:ビニルタイル 天井: <u>化粧石膏ボード</u> 壁:有孔ボード・石膏ボード+EP 塗装 巾木:ビニル巾木																			
図面階	部位	既存仕様																			
4F	映写室 (小ホール)	床:ビニルタイル 天井: <u>ロックウール吸音板+EP 塗装</u> 壁:有孔ボード・石膏ボード+EP 塗装 巾木:ビニル巾木																			
58	ウ 建具改修工事	<table><tr><th>建具番号</th><th>使用場所</th><th>数量</th><th>内法寸法</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td><u>SD-15B</u></td><td><u>3F 調光器室</u></td><td><u>1</u></td><td><u>900×2,100</u></td><td><u>PT、SN</u></td></tr></table>					建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様	<u>SD-15B</u>	<u>3F 調光器室</u>	<u>1</u>	<u>900×2,100</u>	<u>PT、SN</u>	<u>(削除)</u>				
建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様																	
<u>SD-15B</u>	<u>3F 調光器室</u>	<u>1</u>	<u>900×2,100</u>	<u>PT、SN</u>																	
59	ウ 建具改修工事	<table><tr><th>建具番号</th><th>使用場所</th><th>数量</th><th>内法寸法</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td><u>SD-104F'</u></td><td><u>5F ピンスポット室〜キャットウォーク</u></td><td><u>1</u></td><td><u>677×2,095</u></td><td><u>TU</u></td></tr></table>					建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様	<u>SD-104F'</u>	<u>5F ピンスポット室〜キャットウォーク</u>	<u>1</u>	<u>677×2,095</u>	<u>TU</u>	<u>(削除)</u>				
建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様																	
<u>SD-104F'</u>	<u>5F ピンスポット室〜キャットウォーク</u>	<u>1</u>	<u>677×2,095</u>	<u>TU</u>																	
61	ウ 建具改修工事	<table><tr><th>建具番号</th><th>使用場所</th><th>数量</th><th>内法寸法</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td><u>AW-6C</u></td><td><u>5F 階段室</u></td><td><u>1</u></td><td><u>800×3,000</u></td><td><u>既設同等で更新</u></td></tr></table>					建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様	<u>AW-6C</u>	<u>5F 階段室</u>	<u>1</u>	<u>800×3,000</u>	<u>既設同等で更新</u>	<u>(削除)</u>				
建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様																	
<u>AW-6C</u>	<u>5F 階段室</u>	<u>1</u>	<u>800×3,000</u>	<u>既設同等で更新</u>																	

頁	項目	入札公告時点					修正版																								
62	ウ 建具改修工事	<table><tr><th>建具番号</th><th>使用場所</th><th>数量</th><th>内法寸法</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td>SD-103B</td><td>1F 清掃用具置場</td><td>1</td><td>1,200×2,100</td><td>既設同等で更新</td></tr></table>					建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様	SD-103B	1F 清掃用具置場	1	1,200×2,100	既設同等で更新	(削除)														
建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様																											
SD-103B	1F 清掃用具置場	1	1,200×2,100	既設同等で更新																											
62	ウ 建具改修工事	<table><tr><th>建具番号</th><th>使用場所</th><th>数量</th><th>内法寸法</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td>SD-27A-1</td><td>1F 清掃用具置場</td><td>1</td><td>965×1,985</td><td>PT、SN</td></tr></table>					建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様	SD-27A-1	1F 清掃用具置場	1	965×1,985	PT、SN	(削除)														
建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様																											
SD-27A-1	1F 清掃用具置場	1	965×1,985	PT、SN																											
62	ウ 建具改修工事	<table><tr><th>建具番号</th><th>使用場所</th><th>数量</th><th>内法寸法</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td>SD-122-1</td><td>2F 物入～廊下(2)</td><td>1</td><td>800×2,060</td><td>PT、SN</td></tr></table>					建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様	SD-122-1	2F 物入～廊下(2)	1	800×2,060	PT、SN	(削除)														
建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様																											
SD-122-1	2F 物入～廊下(2)	1	800×2,060	PT、SN																											
62	ウ 建具改修工事	<table><tr><th>建具番号</th><th>使用場所</th><th>数量</th><th>内法寸法</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td>SD-104-5</td><td>3F 倉庫～母子室</td><td>1</td><td>900×2,070</td><td>PT、SN</td></tr></table>					建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様	SD-104-5	3F 倉庫～母子室	1	900×2,070	PT、SN	(削除)														
建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様																											
SD-104-5	3F 倉庫～母子室	1	900×2,070	PT、SN																											
62	ウ 建具改修工事	<table><tr><th>建具番号</th><th>使用場所</th><th>数量</th><th>内法寸法</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td>SD-130-2</td><td>4F 投光室(1)</td><td>1</td><td></td><td></td></tr></table>					建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様	SD-130-2	4F 投光室(1)	1			<table><tr><th>建具番号</th><th>使用場所</th><th>数量</th><th>内法寸法</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td>SD-130-2</td><td>4F 投光室(3)</td><td>1</td><td></td><td></td></tr></table>					建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様	SD-130-2	4F 投光室(3)	1		
建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様																											
SD-130-2	4F 投光室(1)	1																													
建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様																											
SD-130-2	4F 投光室(3)	1																													
63	ウ 建具改修工事	<table><tr><th>建具番号</th><th>使用場所</th><th>数量</th><th>内法寸法</th><th>改修仕様</th></tr><tr><td>SD-104-16</td><td>5F DS～シーリングスポット室</td><td>1</td><td>900×2,100</td><td>PT、SN</td></tr></table>					建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様	SD-104-16	5F DS～シーリングスポット室	1	900×2,100	PT、SN	(削除)														
建具番号	使用場所	数量	内法寸法	改修仕様																											
SD-104-16	5F DS～シーリングスポット室	1	900×2,100	PT、SN																											
171	(11)劇場用椅子保守点検業務						【新設】 ア 業務対象 劇場用椅子保守点検業務の対象範囲は、大ホール、小ホールの劇場用椅子とする。																								

頁	項目	入札公告時点	修正版
			<u>イ 業務内容</u> <u>施設建築物の機能及び性能を維持し、本施設における公共サービスが円滑に提供され、十分な演出効果が得られ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、劇場用椅子の安全の確認、確保及び万全の準備等の保守点検を行う。なお、保守点検については5年に1回程度実施することとし、初期整備を除き事業期間中に2回は行うこと。背部、座部、肘部、脚部、足下灯等の点検をし、変形、部品の損傷、きしみ音の発生、張り地の損傷、金物の緩み等が発生していないかを確認し、報告書により結果を報告する。</u> <u>ウ 要求水準</u> <u>劇場用椅子について担当企業の社員又は担当企業より再委託した企業の社員で3年以上の保守・点検業務経験を有する者を従事させること。</u>

厚木市文化会館改修事業 落札者決定基準書 新旧対照表

頁	項目	入札公告時点	修正版
5	第2 審査内容 3 最優秀提案者の選定	総合評価点 = 加点評価点(必須提案項目)【50 点満点】+ 価格審査点【50 点満点】 + 加点評価点(任意提案項目)【8点満点】	総合評価点 = 加点評価点(必須提案項目)【50 点満点】+ 価格審査点【50 点満点】 + 加点評価点(任意提案項目)【4点満点】

厚木市文化会館改修事業 基本協定書（案） 新旧対照表

頁	項目	入札公告時点	修正版
7	(事業契約) 第10条 第7項	乙のいずれかが、本事業の入札に関して、前項第1号から第4号のいずれかに該当したとき(ただし…(略))は、甲は乙又は特別目的会社に対し、落札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額の 100 分の 20 に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。	乙のいずれかが、本事業の入札に関して、前項第1号から第4号のいずれかに該当したとき(ただし…(略))は、甲は乙又は特別目的会社に対し、落札価格に消費税及び地方消費税を加算した金額の 100 分の 20 に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。

厚木市文化会館改修事業 事業契約書（案） 新旧対照表

頁	項目	入札公告時点	修正版
12	(仮設事務所の設置) 第 29 条	<u>第 29 条</u> 事業者は、工事期間中に、要求水準書の記載に従い、市が別途指定する指定管理者の仮設事務所を設置する。 <u>2 事業者は、令和〇年〇月〇日までに、第1項の仮設事務所を解体する。</u> <u>3 仮設事務所の設置工事及び解体工事の工事用地として使用可能な範囲は、要求水準書の記載のとおりとする。</u>	(削除)
15	(契約不適合) 第 36 条(もと第 37 条)	<u>第 37 条</u> 事業者は…(略)…損害を賠償することのみをもって足るものとする。なお、 <u>本契約において</u> 契約不適合とは、本件施設及び備品について、施工の不完全、維持管理の不徹底その他これに類似する理由により本来の性状に満たない状態で、かつ、本件施設の引渡し時に市に明らかでないものを意味する。	<u>第 36 条</u> 事業者は…(略)…損害を賠償することのみをもって足るものとする。なお、 <u>本条において</u> 契約不適合とは、本件施設及び備品について、施工の不完全、維持管理の不徹底その他これに類似する理由により本来の性状に満たない状態で、かつ、本件施設の引渡し時に市に明らかでないものを意味する。
19	(開館準備段階におけるモニタリング) 第 47 条(もと第 48 条)	<u>第 48 条</u> 市は、事業者の開館準備業務の実施状況を確認するため、 <u>モニタリング計画に基づいて</u> モニタリングを実施するものとする。事業者は、市のモニタリングの実施に協力しなければならない。	<u>第 47 条</u> 市は、事業者の開館準備業務の実施状況を確認するため、 <u>モニタリング実施計画に基づいて</u> モニタリングを実施するものとする。事業者は、市のモニタリングの実施に協力しなければならない。
21	(業務計画書の提出) 第 52 条 第1項(3) (もと第 53 条)	(3)ただし、 <u>令和〇年度【初年度】</u> のものについては、維持管理開始日の 60 日前までに維持管理業務計画書と合わせて提出)。	(3)ただし、 <u>令和6年度【初年度】</u> のものについては、維持管理開始日の 60 日前までに維持管理業務計画書と合わせて提出)。
23	(モニタリングの実施) 第 58 条(もと第 59 条)	市は自らの費用負担において、本件施設の維持管理業務に関して、本契約、 <u>募集要項</u> 等、業務計画書及び民間事業者提案が規定するサービスが提供されていることを確認するために、別紙 10 に従いモニタリングを行うものとする。	市は自らの費用負担において、本件施設の維持管理業務に関して、本契約、 <u>入札説明書</u> 等、業務計画書及び民間事業者提案が規定するサービスが提供されていることを確認するために、別紙 10 に従いモニタリングを行うものとする。
24	(維持管理業務の実施) 第 61 条(もと 62 条)	事業者は、本件施設につき、 <u>第 36 条</u> に従い市に引渡しの日から本契約の終了のときまで、本契約、 <u>募集要項</u> 等、業務計画書及び民間事業者提案に基づき、維持管理業務を実施する。	事業者は、本件施設につき、 <u>第 35 条</u> に従い市に引渡しの日から本契約の終了のときまで、本契約、 <u>入札説明書</u> 等、業務計画書及び民間事業者提案に基づき、維持管理業務を実施する。
24	(第三者による実施)) 第 64 条(もと 65 条)	2 事業者は、維持管理業務の一部を第1項に記載する者以外の者に実施させる場合には、かかる維持管理業務の一部を実施させる者の商号、住所その他市が別途定める事項を、 <u>甲</u> に通知して、あらかじめ市の承諾を得るものとする。	2 事業者は、維持管理業務の一部を第1項に記載する者以外の者に実施させる場合には、かかる維持管理業務の一部を実施させる者の商号、住所その他市が別途定める事項を、 <u>市</u> に通知して、あらかじめ市の承諾を得るものとする。

頁	項目	入札公告時点	修正版
29	(事業者の債務不履行による契約の早期終了) 第 77 条(もと第 78 条) 第 1 項	<u>(2) 事業者が、連続して 30 日以上又は年間 60 日以上の期間、本件施設の営業を行わず、市が、相当期間を定めて催告したにもかかわらず、かかる状態が是正されないとき。</u>	(削除)
32	(契約解除のための手続) 第 79 条(もと 80 条)	<u>第 78 条</u> 第1項 <u>第3号及び第4号</u> に基づく解除については、市は、まず以下の手続に従い、本件事業を継続させるよう努めなければならない。	<u>第 77 条</u> 第1項 <u>第2号及び第3号</u> に基づく解除については、市は、まず以下の手続に従い、本件事業を継続させるよう努めなければならない。
37	(協議及び追加費用の負担) 第 90 条(もと第 91 条) 第 1 項	(略)なお、 <u>この場合の追加費用は、市の負担とする。</u>	(略)なお、 <u>この場合の費用負担は別紙9による。</u>
43 (44)	別紙1 定義	5 「本件土地」とは、 <u>要求水準書 資料2事業区域図に示す範囲をいう。</u>	5 「事業敷地」とは、 <u>厚木市恩名1丁目9-20 のうち、本件施設の改修工事において必要とされる用地をいう。</u>
44 (45)	別紙1 定義	28 「設計・改修期間」とは、本契約の締結日から本契約 <u>第 34 条</u> に従い、本件施設の改修工事の完成が市により確認され、事業者が、第 35 条により <u>完成確認通知を受領する日</u> までの期間をいう。	28 「設計・改修期間」とは、本契約の締結日から本契約 <u>第 32 条</u> に従い、本件施設の改修工事の完成が市により確認され、事業者が、第 35 条により <u>本件施設を引渡す日</u> までの期間をいう。
47 (48)	別紙3 日程表	1 本契約締結 <u>令和4年</u> 3月〇日 2 設計・改修期間 <u>令和4年3月</u> 〇日 ～ 令和〇年〇月〇日	1 本契約締結 <u>令和5年</u> 3月〇日 2 設計・改修期間 <u>令和5年4月</u> 〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
49 (50)	別紙5 サービス対価の構成及び改定方法等 3 サービス対価について	(1) 設計・改修業務に係る対価(サービス対価A) 本件施設の設計・改修業務に係る対価として、 <u>本件施設の引渡し後から事業終了時までの期間にわたり割賦により支払うもの</u> をいい、事業者が事業提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う。	(1) 設計・改修業務に係る対価(サービス対価A) 本件施設の設計・改修業務に係る対価として、 <u>本件施設の所有権移転後市が一時金として支払うもの及び本件施設の引渡し後から事業終了時までの期間にわたり割賦により支払うもの</u> をいい、事業者が事業提案書において提案した金額に基づいた金額を支払う。
50 (51)	別紙5 サービス対価の構成及び改定方法等 3 サービス対価について	(1) 設計・改修業務に係る対価(サービス対価A) イ 算定方法等 基準金利 本件施設の引渡日の2営業日前(銀行営業日ではない場合は、その前銀行営業日)の <u>TSR(TONA参照)10 年物スワップレート(基準日東京時間午前 10 時 30 分)とする。</u>	(1) 設計・改修業務に係る対価(サービス対価A) イ 算定方法等 基準金利 基準金利は、本件施設の引渡日の2営業日前(銀行営業日ではない場合は、その前の銀行営業日)の <u>Refinitiv より提供されている午前 10 時 30 分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA参照)として「JPTSRT OA=RFTB」に掲示されているTONAベース 10 年物(円/円)金利スワップレートとする。</u>

頁	項目	入札公告時点	修正版
53 (54)	別紙5 サービス対価の 構成及び改定方法等 3 サービス対価について	(3) 維持管理業務に係る対価(サービス対価C) イ 算定方法等 支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期の各四半期において、年間支払額の4分の1相当額を維持管理期間中に計 <u>40 回</u> 支払うものとし、各四半期の支払額は次のとおり計算する。	(3) 維持管理業務に係る対価(サービス対価C) イ 算定方法等 支払回数は年4回とし、第1四半期から第4四半期の各四半期において、年間支払額の4分の1相当額を維持管理期間中に計 <u>41 回</u> 支払うものとし、各四半期の支払額は次のとおり計算する。
54 (55)	別紙5 サービス対価の 構成及び改定方法等 4 サービス対価の改定	(1) サービス対価A(割賦払い)の改定 (ウ) 改定方法 契約締結日の属する月の指標値と本件施設の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。改定を行う場合の方法は次のとおりとする。 「A」:事業契約書に記載されたサービス対価Aのうち直接工事施工に必要と成る経費 「B」:本件施設の着工日のサービス対価Aのうち、直接工事施工に必要となる経費 「改定率a」:本件施設の着工日の属する月の指標値(確定値)／本契約締結日の属する月の指標値(確定日)なお改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。(略)	(1) サービス対価A(割賦払い)の改定 (ウ) 改定方法 <u>i)本件施設の着工時点</u> 契約締結日の属する月の指標値と本件施設の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える物価変動がある場合は、市及び事業者は、物価変動に基づく改定の申し入れを行うことができる。改定を行う場合の方法は次のとおりとする。 「A」:事業契約書に記載されたサービス対価Aのうち直接工事施工に必要と成る経費 「B」:本件施設の着工日のサービス対価Aのうち、直接工事施工に必要となる経費 「改定率a」:本件施設の着工日の属する月の指標値(確定値)／本契約締結日の属する月の指標値(確定値)なお改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。(略) <u>ii)契約締結日から12カ月経過時点</u> <u>(a) 市又は事業者は、工期内で契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価Aが不適当となったと認めたときは、相手方に対して物価変動に基づく改定を申し入れることができる。</u> <u>(b) 市又は事業者は、賃金水準又は物価水準の変動によるサービス対価Aの改定の申し入れがあったときは、変動前残工事代金額相当額のサービス対価A(当初のサービス対価Aから当該請求時の出来形部分に相応するサービス対価Aを控除した額をいう。)と変動後残工事代金額相当額のサービス対価A(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。)との差額のうち変動前残工事代金額相当額のサービス対価Aの 1000 分の 15 を超える額につき、サービス対価Aの改定に応じる。</u>

頁	項目	入札公告時点	修正版
			<u>iii)特別な要因・事情による変更</u> <u>(a) 特別な要因により改修工事期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価Aが不適当となったときは、市又は事業者は、上記によるほか、サービス対価Aの改定を申し入れることができる。</u> <u>(b) 予期することのできない特別の事情により、改修工事期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価Aが著しく不適当となったときは、市又は事業者は、上記にかかわらず、サービス対価Aの改定を申し入れることができる。</u>
56	別紙5 サービス対価の構成及び改定方法等 4 サービス対価の改定	ウ 令和N年度の改定方法 令和N年度のサービス対価は、令和X年9月(前回改定時)の指標と令和(N-1)年9月の指標とを比較して 1.5%を超える変動があった場合、令和(N-1)年度のサービス対価に、令和X年9月の指標と令和(N-1)年9月の指標に基づいて設定した改定率(小数点以下第四位未満は切り捨てる)を乗じて改定する。なお、第1回目の物価改定は、契約締結日の属する年度の9月と令和 29 年9月の指標により算定する。 <u>また、消費税率の改定が参照対象となる指標の時点(令和(N-1)年9月)で行われた場合には、対象の指標を「その時点の消費税率+1」で除したものを改定率nの算定式の「令和(N-1)年9月の指標」として置き換える。</u>	ウ 令和N年度の改定方法 令和N年度のサービス対価は、令和X年9月(前回改定時)の指標と令和(N-1)年9月の指標とを比較して 1.5%を超える変動があった場合、令和(N-1)年度のサービス対価に、令和X年9月の指標と令和(N-1)年9月の指標に基づいて設定した改定率(小数点以下第四位未満は切り捨てる)を乗じて改定する。なお、第1回目の物価改定は、契約締結日の属する年度の9月と <u>令和5年9月の指標</u> により算定する。(以下削除)
	用語の統一	本件土地 総括管理業務責任者 統括管理業務	事業敷地 統括管理業務責任者 統括マネジメント業務

厚木市文化会館改修事業 様式集 (Word) 新旧対照表

頁	様式番号	入札公告時点	修正版																											
22	1. 施設改修・開館準備業務に係る費用＝サービス対価A+B	<table><tr><th>費 目</th><th>金 額 (円) (税抜)</th><th>備考</th></tr><tr><td>施設改修工事費 ①</td><td></td><td>様式9-11 から転記すること</td></tr></table>	費 目	金 額 (円) (税抜)	備考	施設改修工事費 ①		様式9-11 から転記すること	<table><tr><th>費 目</th><th>金 額 (円) (税抜)</th><th>備考</th></tr><tr><td>施設改修工事費 ①</td><td></td><td>様式9-11 から転記すること</td></tr><tr><td>開館準備費 計 ②</td><td></td><td>様式10-2 から転記すること</td></tr><tr><td>サービス対価A+B ⑤=①+②</td><td></td><td></td></tr></table>	費 目	金 額 (円) (税抜)	備考	施設改修工事費 ①		様式9-11 から転記すること	開館準備費 計 ②		様式10-2 から転記すること	サービス対価A+B ⑤=①+②											
費 目	金 額 (円) (税抜)	備考																												
施設改修工事費 ①		様式9-11 から転記すること																												
費 目	金 額 (円) (税抜)	備考																												
施設改修工事費 ①		様式9-11 から転記すること																												
開館準備費 計 ②		様式10-2 から転記すること																												
サービス対価A+B ⑤=①+②																														
22	2. 維持管理業務に係る費用＝サービス対価C	<table><tr><th>費 目</th><th>金 額 (円) (税抜)</th><th>備考</th></tr><tr><td>開館準備費 計 ②</td><td></td><td>様式10-2 から転記すること</td></tr><tr><td>維持管理費 計 ③</td><td></td><td>様式11-7 から転記すること</td></tr><tr><td>修繕費 計 ④</td><td></td><td>様式11-8 から転記すること</td></tr><tr><td>サービス対価C ⑤=②+③+④</td><td></td><td></td></tr></table>	費 目	金 額 (円) (税抜)	備考	開館準備費 計 ②		様式10-2 から転記すること	維持管理費 計 ③		様式11-7 から転記すること	修繕費 計 ④		様式11-8 から転記すること	サービス対価C ⑤=②+③+④			<table><tr><th>費 目</th><th>金 額 (円) (税抜)</th><th>備考</th></tr><tr><td>維持管理費 計 ③</td><td></td><td>様式11-7 から転記すること</td></tr><tr><td>修繕費 計 ④</td><td></td><td>様式11-8 から転記すること</td></tr><tr><td>サービス対価C ⑥=③+④</td><td></td><td></td></tr></table>	費 目	金 額 (円) (税抜)	備考	維持管理費 計 ③		様式11-7 から転記すること	修繕費 計 ④		様式11-8 から転記すること	サービス対価C ⑥=③+④		
費 目	金 額 (円) (税抜)	備考																												
開館準備費 計 ②		様式10-2 から転記すること																												
維持管理費 計 ③		様式11-7 から転記すること																												
修繕費 計 ④		様式11-8 から転記すること																												
サービス対価C ⑤=②+③+④																														
費 目	金 額 (円) (税抜)	備考																												
維持管理費 計 ③		様式11-7 から転記すること																												
修繕費 計 ④		様式11-8 から転記すること																												
サービス対価C ⑥=③+④																														

厚木市文化会館改修事業 様式集 (Excel) 新旧対照表

様式番号	入札公告時点	修正版												
様式 8-3-3 事業収支計画書	<table><tr><td>営業収入</td></tr><tr><td>サービス対価 計</td></tr><tr><td>サービス対価A</td></tr><tr><td>サービス対価B</td></tr><tr><td>うち割賦元金相当分</td></tr><tr><td>うち割賦金利相当分</td></tr></table>	営業収入	サービス対価 計	サービス対価A	サービス対価B	うち割賦元金相当分	うち割賦金利相当分	<table><tr><td>営業収入</td></tr><tr><td>サービス対価 計</td></tr><tr><td>サービス対価A</td></tr><tr><td>うち割賦元金相当分</td></tr><tr><td>うち割賦金利相当分</td></tr><tr><td>サービス対価B</td></tr></table>	営業収入	サービス対価 計	サービス対価A	うち割賦元金相当分	うち割賦金利相当分	サービス対価B
営業収入														
サービス対価 計														
サービス対価A														
サービス対価B														
うち割賦元金相当分														
うち割賦金利相当分														
営業収入														
サービス対価 計														
サービス対価A														
うち割賦元金相当分														
うち割賦金利相当分														
サービス対価B														
様式 10-2 開館準備費概算書	—	様式の構成を変更（様式集(Excel) 参照）												

様式 11-7 維持管理費内訳書	—	「4. 修繕費」の欄を削除 令和 17 年度入力欄を削除 年度ごとの入力へ変更（様式集(Excel) 参照）
様式 11-8 修繕費内訳書	—	注記「当該年度に生じる費用を記載すること。（サービス対価 C は 5 年毎に 平準化して支払うが、ここでは平準化して記載しないこと。）」を削除 （様式集(Excel) 参照）